

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の部分開示決定において非開示とした部分のうち、5の運営状況の（1）の上関会場の部分を除き、開示すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成14年1月17日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、他の公文書とともに、「上関原子力発電所環境影響調査書に係る公聴会の概要について（報告）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る「上関原子力発電所環境影響調査書に係る公聴会の概要について（報告）」を特定し、平成14年1月29日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年2月7日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をしない決定の部分の取り消しを求めるといふものである。

#### 2 異議申立ての理由

(1) 公開の場所で開催される公聴会で意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の公述は、当該公述人の立場を明らかにし、所属や氏名までも明らかにしたうえでなされるものであって、当然公表されることが予定された情報にほかならない。

(2) 原子力発電所という県民の議論が分かれる問題について、賛成、反対の立場からなされた公述は、当該公述人の個人的見解というにとどまらず、当該公述人が所属

しているグループや団体の代表的見解の表明であって、個人情報ではないし、個人の所属を示す肩書が個人情報に該当しないことは明らかである。

- (3) 住所についても、番地までは不要であるが、市町村名や大字名、字名までは公開されるべきであり、それぞれの公述人が代表している利益団体がいかなる見解を有しているかを公表して、県民の議論に資するのは、高い公益性がある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 公文書の内容

本件公文書は、山口県環境影響評価条例施行規則（平成11年山口県規則第3号）第28条の規定に基づき、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した「調書」として職務上作成したものであり、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

なお、当該公聴会は、山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号）第43条第4項の規定に基づき、事業者が作成した環境影響評価準備書（上関原子力発電所環境影響調査書）に対して知事意見を述べる場合に、環境の保全の見地から意見を有する公述人の公述を聴くために開催したものである。

##### 2 部分開示とした理由

- (1) 本件公文書の中には、特定の個人が識別され、又は識別され得る公述人の氏名、所属名が記録されており、当該情報は条例第11条第2号本文（個人に関する情報）に該当する。
- (2) 公聴会において公述人の公述を見聞き得たのは、当日、会場に出席した者に限られる。

特に、「調書」には、当日他人をひぼうする公述人に対して抗議があり、これらの抗議内容とともに関係する氏名等を列挙しており、さらに公述内容により公述人を推進、反対の立場に区分してその氏名等を記載している。

また、本件公述は知事が意見を述べるための参考とするためのものであり、公述人の氏名等を公開することは予定していない。

このことから、当該情報は条例第11条第2号の除外規定である口に該当しないと判断し、また、同号イ、八、二のいずれにも該当しないことから、個人の氏名等を非開示とする部分開示決定を行った。

なお、公述人の住所については、「調書」の中に記載されていない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、上関原子力発電所環境影響評価調査書について、山口県環境影響評価条例第43条第4項の規定に基づき、上関町及び柳井市で開催された公聴会の主宰者が作成した山口県環境影響評価条例施行規則第28条に規定する公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書で、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

## 2 条例第11条第2号の該当の有無について

### (1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの、公益上公開することが必要と認められるもの等があることから、条例第11条第2号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

### (2) 本件公文書について

ア 本件公文書について、実施機関が本件処分で開示をしないとした情報は、上関町及び柳井市で開催された公聴会の公述人の氏名と職業又は役職である。

公聴会の公述人の氏名と職業又は役職については、実施機関の公聴会議事録の部分開示決定に対して異議申立人が別途行った異議申立てに係る審査会の答申（平成14年5月1日付け答申第7号）において、条例第11条第2号ロに規定する情報に該当し、開示をすることが適当であると既に判断を示しており、公聴会の議事録と公聴会の経過を記録した本件公文書とで原則的に判断を異にする理由はないので、当該答申を参照されたい。

なお、実施機関が開示をしない理由の一つとしている公述人の推進又は反対的立場の区分については、仮に誤って区分したときには、実施機関が責任を負うべ

きで、このことを理由として開示をしないとすることはできない。

イ しかし、上関町で開催された公聴会においては、一部の公述人が環境の保全と関係のない、他人をひぼうする内容を公述し、抗議によって議事録から当該部分が削除されたことが本件公文書から確認できる。

公聴会においては、公述人が自由に公述することが保障されなければならないが、公的な場での発言ということから、当然守らなければならないルールは存在するので、公聴会開催のルールや目的を逸脱し、個人をひぼうする等の不適当な発言内容は、公聴会の傍聴人等、公聴会の会場にいた者に知られることは公聴会という性格からやむを得ないとしても、議事録においては、当該発言を記録することが不適当と認められるため、削除されたのである。

本件公文書は、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書として作成されたものであるから、議事録から削除された経緯を記録することは必要であるが、特定の個人が識別されるこのような情報を公表することは、個人のプライバシー等の権利利益が不当に侵害される可能性があることは明らかで、少なくとも不適当な発言に係る個人が識別される部分は、条例第 11 条第 2 号ロに規定する実施機関が公表することを目的として作成し、保有している情報とすべきではなく、実施機関の内部の情報にとどめ、公表することによって不利益を被る可能性のある者を保護することが必要である。

### 3 まとめ

このことから判断すると、実施機関が開示をしないとした情報のうち、上関会場における不適当な発言に関し、特定の個人が識別されるものを除き、条例第 11 条第 2 号ロに規定する情報に該当し、開示をすべきといわざるを得ない。

なお、少数意見として、実施機関が本件公文書を公表することについて、公述人の了承を事前に得ていないこと、時間の経過によって公述人の意見が変わっている可能性があること等から、公述内容さえ公表すれば、公述人の氏名まで開示すべきではないとの意見があった。

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

## 第 6 審査会の審査経過等

別紙 1 のとおり（省略）